

## 監査委員の決算審査意見

平成18年度中頓別町各会計歳入歳出決算審査は、平成19年6月29日から8月24日（中頓別町国民健康保険病院事業会計）、8月8日から31日（中頓別町一般会計等その他全会計）の日程で行われました。監査委員からの決算審査意見書の要旨をお知らせいたします。

~~~~~

### 決算審査意見書の要旨

#### （1）中頓別町国民健康保険病院事業会計

18年度の病院事業の決算状況は、損益計算書で見ると14年度から5期連続で純損失を生じている。18年度では、27,491千円の純損失（単年度欠損金）が発生し、累積欠損金は298,405千円に達している。

懸念されるのは、正味運転資金の減少であり、なかでも現金預金が前期末に比べ57,291千円減少となっており、日常の経営に支障をきたす恐れが生じている。

入院・外来とも前年度に比べ患者数は増えているものの、患者1人当り診療収入は、逆に減少しており、診療報酬制度改定の影響と推測される。医業収益の低下に加えて、医師2名体制や医療スタッフの充実により、職員給与費は伸びており、労働生産性の低下と労働分配性の比率上昇が目立っている。

今後も非常に厳しい経営環境の中に置かれることになるが、地域医療の存続のためには、より一層の経営の効率化を進める必要がある。

#### （2）一般会計及び特別会計（国民健康保険病院事業会計を除く）

国の方針である「経済財政改革の基本方針2007」では、前年度の方針に盛り込まれた「機械的に5年間均等に歳出を削減すること」を想定しないと、新たな解釈が持ち込まれたが、地方交付税交付団体には、期待感の持てない非常に厳しい概算要求額となった。

4.2%減額を本年度当初予算に乗じれば、普通交付税は8千万円近く減り、18億円台を大きく割り込むことになる。自主財源の乏しい本町にとって、来年度予算の編成に大きな影響が出るのは必至であり、さらなる歳出削減対策が必要になる。

また、本年 6 月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（自治体財政健全化法）により、平成 20 年度決算から財政の健全度を見極める 4 指標（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）が導入される。

4 指標のうちすべてに早期健全化基準を設け、一つでも基準を超えた場合は、「健全化団体」として健全化計画の策定と公認会計士等による外部監査が義務付けられる。

早期健全化基準と財政再生基準は、今年までに政令などで示されるが、第二の夕張に陥らないようあらかじめこれらの比率の算定・報告を行い、住民や議会のチェックを受けることが肝要である。

地方交付税の削減と自治体財政再建法のハードルは高く、身の丈にあった財政規模での運営をめざして、平成 20 年度予算編成が最も重要な試金石となろう。

（他の指摘事項）

- ① 公営住宅の入居条件には、連帯保証人 1 名が必要であるが、死亡または転出等により、借主単独となった事例が発生している。連帯保証人がおらず、滞納使用料の請求が出来ない状況となるので、連帯保証人を欠いた公営住宅について、適正化を図るべきである。
- ② 公営住宅使用料等の不納欠損処分について、債権放棄に関する条例が、現行例規にない以上、公営住宅使用料の不納欠損処分は、議会の議決権限により債権放棄を行ってからでなければ成し得ない。

また、水道使用料においても平成 15 年分の滞納繰越が発生しており、2 年の短期消滅時効期間を過ぎているので早急な解決が必要である。病院における医療費の消滅時効に関しても私法上の債権と考える見解が有力なので、今後、全庁的に時効制度を調査検討の上、債権放棄に関する条例等を整備する必要がある。